

# Under 100推進プロジェクト 実施要綱

## ～ めざそう！ 労働災害件数100件未満 ～

### 1 趣旨

鹿沼労働基準監督署管内の平成28年の労働災害の状況は、死亡災害1件であったものの、休業4日以上労働災害は115件と鹿沼労働基準監督署において統計を始めて以来、最少の発生件数となった。本年平成29年の労働災害も順調に減少傾向を示しており、死亡災害も昨年4月以降、発生していない状況である。

これは、鹿沼労働基準監督署管内の労働災害防止団体における日頃の安全衛生管理へのたゆまぬ努力の現れであり、管内にある事業場すべての「自分たちの会社からは事故を発生させない」という強い決意のもとに行われている安全衛生活動の成果である。

この状況を、一層継続すること、そして本年の休業4日以上労働災害を100件未満にするという大きな目標達成ため、「Under 100推進プロジェクト」を展開する。

なお、「Under 100推進プロジェクト」のスローガンは、  
めざそう！ 労働災害件数100件未満

とする。

### 2 期間

平成29年9月1日から12月31日までとする。

なお、状況に応じて、その時期を延長することも検討する。

### 3 主催者

鹿沼労働基準監督署

鹿沼労働基準協会

鹿沼管内労働災害防止団体（10団体）

### 4 実施者

鹿沼労働基準監督署管内のすべての事業場

### 5 主催者の実施事項

今後当該推進プロジェクトを推進するに当たり、次の事項を実施する。

- (1) 推進プロジェクトポスターの作製、配布を行う。
- (2) 様々な広報資料等を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロールなどを実施する。
- (4) 安全講習会などを開催する。
- (5) 事業場の実施事項について指導援助を行う。
- (6) その他「Under 100推進プロジェクト」にふさわしい行事などを行う。

### 6 実施者の行うべき事項

鹿沼署管内で休業4日以上労働災害を発生させないように、各事業場では、下記事項を実施する。

(1) 推進プロジェクト期間中に実施する事項

- ① 経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意志の統一及び安全意識の高揚
- ② 継続的な安全パトロールによる職場の総点検の実施
- ③ 当該推進プロジェクトのポスターの掲示、安全旗の掲揚、安全関係資料の配布など自社の安全活動に資するイベントの実施
- ④ 「Under 100推進プロジェクト」にふさわしい「安全衛生総点検日」などの行事の実施

(2) 継続的に実施する事項

### ① 安全衛生活動の推進

#### ア 安全衛生管理体制の確立

イ 職場生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施など

ウ 自主的な安全衛生活動の促進

エ リスクアセスメントの普及促進

### ② 業種の特性に応じた労働災害防止対策

#### ア 製造業における労働災害防止対策

- ・食品製造業における災害が増加傾向にあることから、食品加工用機械の危険部分への覆いの設置などによるはさまれ・巻き込まれなど防止対策の実施
- ・木工機械においては、切れこすれ災害が多いこと、依然として機械による挟まれ災害が多いこと等の状況を踏まえ、巡視や始業前点検等によるカバー等安全措置の有効保持の徹底を周知
- ・作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施

#### イ 道路貨物運送事業における労働災害防止対策

- ・陸上貨物運送事業（陸災防会員、アウトサイダー）における荷台等からの墜落転落防止対策、保護帽の着用等の普及促進を実施
- ・積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施
- ・荷主等に対しても、荷主事業場における労働災害が多数発生していることから構内における安全対策の徹底

#### ウ 第三次産業における労働災害防止対策

- ・経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知
- ・小売業の中でも新聞販売業の災害が増加傾向、社会福祉施設における災害が増加傾向であることから、職場点検、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、危険の「見える化」、ヒヤリハット活動などの安全活動の活性化
- ・安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

#### エ 建設業における労働災害防止対策

- ・建設業全般に重篤な災害を防止するため、ハーネス型安全帯の普及促進、足場にかかる改正省令の徹底や「足場からの墜落・転落防止総合対策推進要綱」に基づく対策の実施について周知を図り、墜落災害防止対策を推進
- ・建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保

#### オ 林業における労働災害防止対策

- ・チェーンソーを用いた伐木作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
- ・木材伐出機械などを使用する作業における安全の確保の周知徹底

### ③ 業種横断的な労働災害防止対策

#### ア 転倒災害防止（STOP！転倒災害防止プロジェクト）、交通労働災害防止、及び非正規労働者等の労働災害防止の徹底、熱中症対策キャンペーンを通じ熱中症対策など様々な防止対策徹底の周知

また、自主的な安全衛生活動の促進として、安全衛生優良企業公表制度の周知や見える化活動（安全プロジェクトの参加を含む。）の推進を周知

#### イ リスクアセスメントの導入促進を図るため、リスクアセスメント教育・職長教育の受講勧奨